

県内保険薬局開設者 様

栃木県保健福祉部薬務課長 加藤 治
一般社団法人栃木県薬剤師会会長 渡邊 和裕

「積極的発熱患者受入保険薬局」指定に関する調査の実施について（依頼）

本県の薬務行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、新型コロナウイルス感染症が発生する中、今後の流行期を見据え対策を講じる必要があります。そこで、県では、下記要件を満たし、積極的に発熱患者を受け入れる県内保険薬局に対して、「積極的発熱患者受入保険薬局」として県が指定を行い、県内医療機関等に周知することにより、インフルエンザ等の感染拡大の防止を図ることとしました。

つきましては、事業の趣旨を御理解いただくとともに、実施要領及び下記事項に留意いただき、別添調査表を12月18日(金)までに、栃木県薬剤師会事務局までメール(chousa_01@tochiyaku.com)またはFAX(028-658-9847)にて回答をお願いします。

記

1 調査対象

栃木県内にある保険薬局

2 指定要件

次の項目を、令和2(2020)年12月25日(※)から令和3(2021)年3月31日までの間、すべてを満たすことができる保険薬局

- (1) 医療機関と連携し、発熱患者の調剤を積極的に受け入れる体制が整備されている
- (2) 開局時間中に2名以上の薬剤師が勤務し、発熱患者対応中であっても、他の患者にも対応することができる
- (3) 発熱患者と発熱していない患者等との導線を分ける、個室(隔離室)や屋外仮設テント等専用スペースが確保されている、ドライブスルーや駐車場で対応する等、十分な感染対策を講じている
- (4) 薬局の従業員に対する感染対策を講じている
- (5) 24時間又は時間外の処方箋応需、若しくは夜間・休日の地域輪番・当番制に参加し、薬局の開局時間外であっても発熱患者への対応が可能である

3 特記事項

- ・ 別添調査票に基づき、2の要件を満たすと県が認めた薬局に対して、後日、県から指定決定の通知を行います。
指定を行う日は、原則、令和2(2020)年12月25日を予定しておりますので、18日までに調査票を薬剤師会事務局にメールまたはFAXにて提出してください。
- ・ 指定を行った薬局一覧は、県民に広く公表はしないものの医療機関等に提供します。医療機関等から、開局時間外に発熱患者の処方箋応需について連絡があることが想定されますので、特に連絡先は正確に記載してください。
- ・ その他留意事項については、別添Q&Aを確認してください。

| |
|--|
| 薬事審査担当 担当：東城 TEL 028-623-3120 栃木県薬剤師会事務局 TEL 028-658-9877 FAX 028-658-9847 |
|--|